

栃木県棚田地域振興計画

令和元年 12 月 26 日

一部改訂令和 7 年 10 月 29 日

第一 棚田地域の振興の目標

栃木県の棚田地域においては、人口減少や高齢化の進行等による担い手の減少のみならず、傾斜や小區画に起因する農地の作業性等により、耕作放棄される農地が増加している。一方、棚田では、オーナー制度や交流イベントの開催等による保全や、美しい景観を利用した観光の促進等、地域振興の核となる大きな可能性を有している。

そこで、本計画は、貴重な県民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や農業・農村体験、農村暮らしに関心のある方の受け入れ体制づくり等を通じた関係人口の増加及び移住・定住の拡大など、棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画、特定居住促進計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

棚田地域の振興にあたっては、以下の施策を中心に、積極的な活用を図るものとする。

(1) 移住・定住の促進や地域社会の維持・活性化に資する施策

都市住民や若者などの移住・定住を促進し、棚田の保全の新たな担い手とするため、「地域おこし協力隊」等の制度の活用を促進するとともに、就農や空き家利用を支援する等、「農ある暮らし」や二地域居住等の多様化するライフスタイルに対応できる体制の整備を推進する。

また、棚田地域を含む集落においては、人口減少により地域ネットワークの弱体化が懸念されることから、地域運営組織（RMO）の形成や地域づくり活動に資する施策の活用により、地域社会の維持・活性化を図る。

(2) 農村交流・体験や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域においては、教育活動の一環として、児童・青少年の自然体験学習や宿泊体験等が考えられる。そのため、農村交流・体験のイベントづくりへの支援や SNS 等を利用した情報発信により、体験学習等ができる機会を創出するとともに、食育の推進や地産地消の取組を通じて、農業の大切さへの理解醸成を進める。

また、栃木県中山間地域農村環境保全基金を活用し、棚田地域における保全活動や都市住民・企業等との協働活動を推進するとともに、棚田地域に人を呼び込むための受入体制づくりや情報発信など、関係人口の創出・拡大に資する施策を通じて、棚田地域の元氣創出を図る。

(3) 農業生産・販売活動や観光事業の促進等に資する施策

棚田の保全と農業生産活動が維持・発展できるよう、地域の共同の保全活動を支援する中山間地域等直接支払制度や、県単独農業農村整備事業等、条件不利地域の生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、農地集積に資する施策の他、農作業の省力化・効率化に向けたドローン等のスマート農業技術の導入を推進する。さらには、棚田米や有機農産物の生産・販売、棚田で生産される農作物の6次産業化のほか、体験プログラムの開発や外国人向けの情報発信、農家民宿の開設等の観光事業への支援等、国や県独自の施策を通じて、農産物の高付加価値化・農業所得向上による地域の活性化を図る。

(4) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、青少年の健全な育成に資するものであるとともに観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における体験イベントや生き物調査等を通じて生物多様性や環境保全への理解が深まるよう、自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、侵入防止柵やわなの設置、藪の刈り払いによる環境整備や活動人材の育成等の鳥獣対策に資する施策の活用を図る。

(5) 国土保全や景観保護・保全に資する施策

棚田地域は、平地に比べ、地すべりがおこりやすい地域であり、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全や水田の涵養等の多面的機能の維持・発揮に関する施策の活用を図る。

また、多くの棚田は人の手で造り上げた美しい景観を有していることから、その景観保護及び保全に資する施策の活用を図る。

(6) その他の取組

県では、平成14年3月に、21世紀に残すべき優良な棚田（残したい栃木の棚田21）として、29地区（9市町）を認定したが、令和2年度に認定棚田の現地調査を行った結果、高齢化や担い手不足により保全管理が困難な棚田が増えてきている状況であることから、これらの棚田をはじめとする棚田地域の農地保全活動の実態の把握を進め、協働活動のマッチングや省力的な管理手法の提案など、地域の実情に応じた支援を行う。

第三 県における推進体制

(1) 栃木県棚田地域振興連絡会議の設置

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、総合政策、生活文化スポーツ、環境森林、産業労働観光、農政、県土整備、教育委員会等の関係部局職員で構成する「栃木県棚田地域振興連絡会議」を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図ることとする。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化と情報周知

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関す

る窓口については、農政部が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築するとともに、関連計画や手続きが円滑に行われるよう、関係部局との連携を図る。

また、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、交流人口・関係人口の増加に向け、県内の棚田地域に関する情報について、広く周知する。

第四 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町等からの提案を基に、選定することとする。

ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる

- ① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと
- ② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

イ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと